

平成29年度 事業計画書

自：平成29年（2017）年 4月 1日

至：平成30年（2018）年 3月31日

I 公益目的事業（公1）

公益社団法人日本演奏連盟は、クラシック音楽の演奏家の育成と権利擁護促進活動及びクラシック音楽の普及促進と調査研究のための活動として、平成29年度において次に掲げる事業を公益目的事業としてまとめ、実施する。

1 演奏家の育成事業(育成)

(1) 新進演奏家育成プロジェクト（文化庁委託事業「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」申請中）

文化庁委託事業「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」は、新進芸術家が技術を磨いていくために必要な舞台公演等の実践の機会や、広い視野、見聞、知識を身につける場を提供するとともにその基盤整備を図り、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家の育成等に資することを目的とした事業。当連盟ではこの主旨に則り、平成29年度においても「新進演奏家育成プロジェクト」として4つのシリーズを全国規模で展開し、将来有望な若手演奏家に音響の優れた一流のホールで演奏する機会を提供し、将来の日本楽壇を担う人材を育成することを目的とする。

全国の主要都市で広く人材を公募し、実技オーディションを実施し幅広い人材の発掘を目指すとともに、東京一極集中を打開するため、地域に根差して音楽活動を行っている若手演奏家を支援し、芸術文化を通して地域活性化を促進する事業とする。

① 「リサイタル・シリーズ」の開催

全国主要6都市において実技オーディションにより優秀な新進演奏家を選抜し、ソロ・リサイタル形式による演奏会を開催し、若手演奏家の地域における音楽活動を支援する。

開催地区及び回数：札幌2回、東京10回、名古屋2回、京都1回、大阪4回、大分1回の計20回

- ・「リサイタル・シリーズ SAPPORO」（年2回）札幌コンサートホール Kitara 小ホール
12月、1月に開催（予定）
- ・「リサイタル・シリーズ TOKYO」（年10回）東京文化会館小ホール
7、8、9、10、11、12、1月に開催
- ・「リサイタル・シリーズ NAGOYA」（年2回）名古屋ザ・コンサートホール（電気文化会館）
11月、12月に開催
- ・「リサイタル・シリーズ KYOTO」（年1回）京都コンサートホール・アンサンブルホールムラタ
2月に開催（予定）
- ・「リサイタル・シリーズ OSAKA」（年4回）大阪いずみホール
7、9、11、12月に開催
- ・「リサイタル・シリーズ OITA」（年1回）iichiko 総合文化センター音の泉ホール
1月に開催（予定）

②「オーケストラ・シリーズ」の開催

全国主要6都市に所在するプロのオーケストラと若手演奏家が共演できる機会を提供する「オーケストラ・シリーズ」は、地域で活動する新進演奏家の発掘と紹介及び地域の音楽振興を目的としたもので、オーケストラと協演することが可能な全ての楽器を対象としている。出演者は公募として厳正な実技オーディションを経て選考される。プロのオーケストラと共演する機会は、殊に若手演奏家にとってはほとんどないのが現状であり、プロとしての第一歩を踏み出す上で、当シリーズは非常に重要なキャリアとなっている。

- ・開催都市 札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡
- ・オーディション開催時期 10月中旬～11月下旬（予定）
- ・演奏会の開催時期 1月～2月（予定）
- ・共演するオーケストラ 札幌交響楽団
仙台フィルハーモニー管弦楽団
名古屋フィルハーモニー交響楽団
日本センチュリー交響楽団
広島交響楽団
九州交響楽団

③「新進芸術家海外研修員コンサート」の開催

文化庁新進芸術家海外研修制度は、若手演奏家が海外で研鑽する機会を得ることのできる国費留学制度で、当連盟では長年にわたりこの制度の受付業務に協力してきた。この研修制度により海外で研鑽を深めた若手演奏家が、帰国後にその成果を発表する場を提供すべく、当連盟ではジョイントリサイタル形式による演奏会を開催し、更なる飛躍の後押しをする。

- ・12月に東京オペラシティリサイタルホールで1回開催（予定）

④「声楽家のための公開マスタークラス」

講師：伊原直子

当連盟では、国内外で活躍する第一線の演奏家を講師に招き、我が国の芸術分野の未来の担い手に直接、指導、助言を与えてもらう公開マスタークラスを全国規模で開催してきた。ジャンルもピアノ、声楽（オペラアリア、日本歌曲）、ヴァイオリン、チェロ、ホルン、フルート、歌曲伴奏法など多岐にわたっている。

29年度はアルト歌手で東京藝術大学名誉教授、聖徳大学教授の伊原直子さんを講師に招き、四国・高松と東京で声楽家のための公開マスタークラスを開催する。

伊原直子さんはフランスのライン・オペラ（ストラスブール歌劇場）専属歌手を長く務め国際的な活躍をされ、国内においても「カルメン」のタイトルロールをはじめ数多くのオペラやコンサートに出演を重ねられてきた。同時に後進の育成にも力を注がれており、プロの演奏家を目指す声楽家必見のマスタークラスとなるに違いない。

- ・回数 平成29年秋に2回
- ・地域 高松、東京

(2) 文化庁新進芸術家海外研修制度の協力（平成30年度対象）

文化庁では、昭和42（1967）年から芸術家を一定期間海外に派遣して研修させる制度を実施しており、これまでに数多くの芸術家がこの制度を通じて成果をあげてきた。当

連盟は文化庁の協力団体として、多くの演奏家の書類を受付けており、29年度も引き続き同制度の広報及び受付業務に協力する。

- ・対 象 15歳以上18歳未満と18歳以上の2部門
- ・派遣内容 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別派遣（80日間）
（18歳未満は1年派遣）
- ・書類提出 文化庁への提出時期 8月初旬
- ・文化庁選考 書類・DVD選考及び面接選考 10月～1月
- ・正式決定 内定（翌年2月下旬～3月上旬）を経て、翌年5月決定
- ・研修開始 翌年9月以降

2 音楽普及活動(自主公演)

(1) 「2018 都民芸術フェスティバル」(東京都、公益財団法人東京都歴史文化財団助成事業予定)

「都民芸術フェスティバル」は質の高い芸術文化に触れる機会を広く都民に提供するとともに、東京における芸術文化活動の振興を図る目的で、東京都が芸術文化団体の公演に対して助成する催事で49年の歴史をもつ。毎年1月から3月までの期間、音楽、バレエ、演劇、能、日本舞踊等、芸術各ジャンル11部門、約100公演が実施される。

このうち、当連盟はクラシック音楽部門の19公演を実施する。

- ・オペラ・シリーズ (3団体、3演目、8公演予定)
出演団体：東京二期会、藤原歌劇団他
公演会場：東京文化会館大ホール他
- ・オーケストラ・シリーズ (8団体、8公演)
出演団体：NHK交響楽団、新日本フィルハーモニー交響楽団、東京交響楽団、
東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団、東京都交響楽団、
東京フィルハーモニー交響楽団、日本フィルハーモニー交響楽団、
読売日本交響楽団
公演会場：東京芸術劇場コンサートホール
- ・室内楽シリーズ (2組、2公演)
出演団体：室内楽団等
公演会場：東京文化会館小ホール
- ・日本の歌シリーズ (1公演)
公演会場：東京文化会館小ホール

(2) 2020 東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムに関する検討

2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるが、オリンピック憲章に謳われている文化プログラムに関連して、当連盟としての課題また取組みについて幅広く検討する。

3 調査研究及び権利擁護活動 (調査、資料収集)

(1) 「演奏年鑑 2018 音楽資料 (通巻第44号)」の刊行 (文化庁委託事業「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」申請中)

国内において様々な形態で開催されているクラシック音楽の演奏会を統計資料としてまとめ、我が国音楽界の動向を調査・研究するとともに、特に新進演奏家の活動の

指針となるテーマを重点的に調査し掲載することにより、将来の楽界を担う新進芸術家の育成に貢献できる資料作りを目指す。

B 5判 約 590 頁 1,650 部 資料提供団体、関係機関等に配布する。

(2) 機関紙・月刊「えんれん」の発行

国の文化予算をはじめ文化行政に関する事項、国公立音楽系大学教員公募、オーケストラ楽員募集など、我が国の楽界における様々な情報を記事にまとめ、月 1 回発行する。

B 5判 8 頁建 3,700 部 会員及び官公庁、関係団体、マスコミ等に配布する。

情報誌「ぶらあぼ」の配布

音楽情報誌月刊「ぶらあぼ」（無料）と提携し、機関紙とともに関係各方面に配布する。

(3) 著作隣接権クラシック分配作業促進活動

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センターCPRA 及び一般社団法人演奏家権利処理合同機構 MPN を通じて分配される著作隣接権報酬の権利者個人宛分配業務に積極的に協力し、演奏家の権利擁護に寄与する。

また、MPN 内に設けた MPN クラシック委員会（日本オーケストラ連盟、日本音楽家ユニオン、日本演奏連盟）に参加し、著作隣接権クラシック部門 2015 年度徴収分の報酬分配の作業に協力する。

(4) 芸術家会議の活動、その他芸術文化団体との連携協力

全国のオーケストラ、オペラ、バレエ、日本舞踊、演劇、伝統芸能など 41 の芸術文化創造団体で構成する芸術家会議の事務局として、国の芸術文化予算の更なる拡充や寄付金に係る税制改正等を求めることを主目的に、文化芸術振興基本法に基づく文化活動の環境整備・充実等について、関係団体と協力・連携し活動を推し進める。また都民芸術フェスティバルに参加する団体を中心に在京 8 団体で東京都芸術文化団体協議会を組織し、その事務局として、東京都における芸術文化予算の拡充を求める活動を行う。

協力する関係団体：・芸術家会議（41 の全国の芸術創造団体で構成）

- ・（公社）日本芸能実演家団体協議会（68 の芸能実演家の団体が集い、実演家の権利擁護と適正な権利処理を推進し、実演芸術の振興と芸術文化の発展に寄与することを目的に活動）
- ・東京都芸術文化団体協議会（8 の在京芸術団体で構成し、東京都芸術文化振興議員連盟と協力関係を維持）

(5) 世界の国際音楽コンクールの要項収集と情報提供

(6) ホームページによる情報発信

日本演奏連盟アドレス <http://www.jfm.or.jp>

4 助成・奨学活動（応募型）

(1) 「増山美知子奨励ニューアーティストシリーズ」（年間 5 回）

声楽家の増山美知子さんから提供を受けた資金をもとに、35 歳以下の優秀な若手演奏家が行う自主リサイタルなどの演奏会を対象に一般公募し、書類審査、CD 審査を実施し、合格した者に経済的支援を行う。

(2) 宗次エンジェル基金／公益社団法人日本演奏連盟新進演奏家国内奨学金制度（給付型）

特定非営利活動法人イエロー・エンジェル（愛知県名古屋市）の宗次徳二理事長から支援を得て、プロのクラシック音楽の演奏家を志す全国の優秀な生徒・学生・若手演奏家に対し、教育機関での学業費用または国内での研修費用等を支援する奨学金制度（返済不要の給付型）を引き続き実施する。募集方法は一般公募とし、書類審査、CD審査、実技審査を経て奨学生を決定する。なお平成29年度は奨学生15名への奨学支援をするとともに、平成30年4月から1年間の奨学生を公募する。

給付額：月額5万円（年額60万円）

対象人数：10名～15名（予定）

5 啓蒙・啓発活動

(1) 「日本演奏連盟後援」名義許認可事業

会員が主催するリサイタル及び室内楽、又は各種演奏団体が主催する催事に「日本演奏連盟後援」の名義使用を承認、許可する。

(2) 「コンサート・アシスト」事業

会員をはじめとする演奏家が、自主的にリサイタルを開催する場合等の実務をサポートする事業。演奏家にとっては、自主コンサートの開催は事務的な作業負担が大きいため、当連盟としてこれまでのコンサート開催により蓄積したノウハウをいかし、特に新進演奏家がリサイタル開催を希望するものについて、有料で開催をサポートする。

(3) 東日本大震災復興支援のための演奏会協力

日本赤十字社福島県支部の要請を受けて、東日本大震災により被災した小中学校等に演奏家を派遣する事業に協力する。

6 その他、公益目的を達成するために必要な事業

II その他の事業（相互扶助等事業）（他1）

1 会員向け事業

(1) 「山田康子奨励・助成コンサート」（年間6回）

ピアニストの故山田康子さんから資金の提供を受けて、昭和63年度（1988）から実施している助成制度。対象は会員が主催する意欲的かつ創造的な演奏会で、その演奏会に対して経済的援助を行うもの。これまでに165公演を奨励、助成している。本年度は6名（6公演）を助成対象とする。

(2) 「日本演奏連盟会員名簿」（年1回）の発行

B5判 約130頁 3,500部 11月に発行し、全会員に配布する。

(3) 福祉厚生に関する互助業務

会員相互の助け合いの精神のもと、健全な互助制度の維持に努める。

(4) 芸能に従事する人の国民健康保険等の事務取り扱い

東京芸能人国民健康保険組合が運営する国民健康保険組合への加入取り扱いを行う。また、当連盟と提携している東京海上日動火災保険株式会社との所得補償保険、傷害保

険の事務手続を引き続き行なう。

(5) 会員のための税務相談

確定申告時期に顧問税理士による税務相談を行い、税務申告の手助けを行う。

(6) 会員のための法律相談

会員が演奏及び演奏業務に携わる行為等により法律問題に直面した場合、その解決方法について顧問弁護士による法律相談が受けられるよう取り計らう。